

# 生徒心得

～生活のきまり～

頭髪規定を含めた生活のきまりは、統合を機に、本町中学校・佐伊津中学校・旧本渡中学校の3校の規定を土台に検討され、つくられました。毎年、生徒会・保護者・先生方の意見を元に改定も行っています。本渡中学校の一員として、自分たちの手で守っていきましょう。守るということは、自分を律する心・自分を整える意識を育てることにつながります。生活のきまりを守り、自律心を育て本渡中学生一人一人の成長につなげていきましょう。

## 1 制服等について

### (1) 冬服

#### ① ズボンの生徒

- ・黒色の中学生用つめ襟学生服とする。（標準服と表示のもの）
- ・制服の下には、校章入りの半袖ポロシャツまたは、長袖の白無地のカッターシャツを着用する。
- ・寒いときには、紺色Vネックのスクールセーターをカッターシャツの上に着用してもよい。後述する学校指定のウインドブレーカーについても、厳寒時は着用して良い。
- ・黒の学生ズボンで、裾は靴をはかない状態で、床につかない長さとする。また、ベルトは、黒色で穴止め式のシンプルなものとする。

#### ② スカートの生徒

- ・胸元、袖口に青ライン付きのセーラー服とする。
- ・女子のスカート丈は、膝頭が十分隠れる長さとする。（膝立ちの状態ですカートが、少し余裕を持って床に着く長さが目安）
- ・水色のリボンを使用する。（夏冬兼用）
- ・制服の下は、黒・紺・グレー・白を着用してもよい。（寒いときは、紺色Vネックのスクールセーターの着用がのぞましい。）

### (2) 夏服

#### ① ズボンの生徒

- ・校章入りの半袖ポロシャツとする。
- ・夏服の下は、白無地のみとする。（透けて見えないようにするため）
- ・ズボンについては冬服に準ずる。

#### ② スカートの生徒

- ・水色地のセーラー服、リボンとする。（胸元、袖口に青ライン付き）
- ・スカートの色も水色とする。
- ・制服の下は黒・紺・グレー・白、（ただし、縁取りや縫い目だけ、目立たない薄い色、小さな刺繍が一箇所だけあるもの等は可。）

### (3) 名札

- ・学年色（黄、緑、赤）のプラスチック名札を着用する。（入学後に配付）

### (4) 中間服

- ・なし

### (5) 防寒服

- ・登下校時と部活動時は本渡中学校指定のウインドブレーカー、ネックウォーマーを着用することができる。マフラーは使用しない。
- ・スカートの生徒は、黒色のタイツを着用してもよい。
- ・手袋は、黒色・白色の五本指のものを着用してもよい。

(6) 体育服

① 夏服

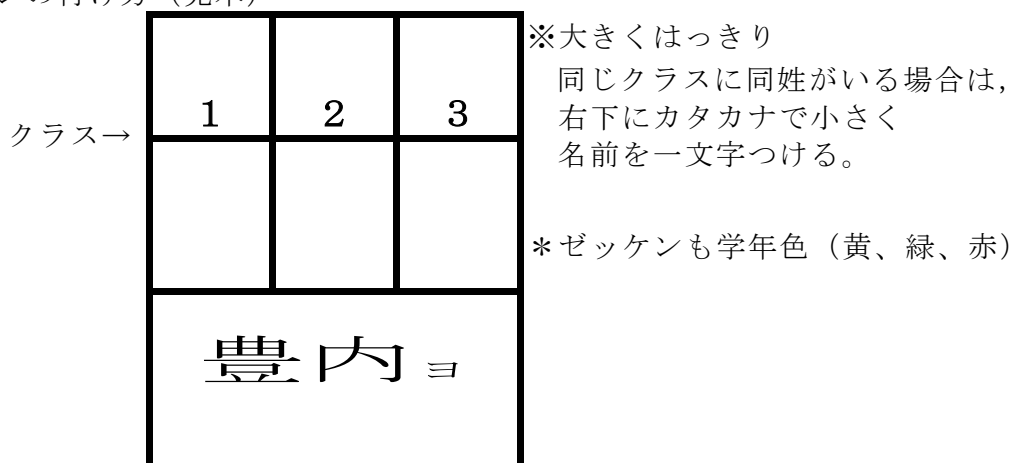
- ・半袖シャツ・・・前胸に学年色（黄、緑、赤）ゼッケンを襟口から1cm下に縫いつける。  
背面に校名ワッペンを襟から3cm下に縫いつける。
- ・ハーフパンツ・・・左上に個人ネーム刺繍をつける。色は金茶

② 冬服

- ・トレーニングシャツ・・・前胸に学年色（黄、緑、赤）ゼッケンを襟口から1cm下に縫いつける。  
背面に校名ワッペンを襟から3cm下に縫いつける。
- ・トレーニングパンツ・・・左上に個人ネーム刺繍をつける。色は金茶

③ その他

- ・体育帽子は、学年色（黄、緑、赤）のメッシュキャップ。  
(左側面に個人ネーム刺繍。刺繍の色は紺)
- ・水泳着は、スクール水着とする。髪の長い生徒は水泳帽を着用。(水泳の授業が始まる前に注文を取ります。)
- ・ゼッケンの付け方(見本)



(7) その他 男女共通

① 通学用カバン（スクールバッグ）

- ・藍色で校章入りの3ウェイ方式のカバンを使用する。

② スポーツバッグ（サブバッグ）

- ・校章入り・サブバッグ・・・男女ともネイビーを販売（グレーの使用も可能）

③ 通学用靴

- ・白の運動靴とする。（白一色 かかと部分にフルネームで記名する）

④ 上履き

- ・上履きは学年色（黄、緑、赤）で、形は小学校で履いていた上履き。（ゴム部は三角形）後ろから見えるようにかかと部分と上から見えるように甲の部分に確実に記名（フルネーム）する。

⑤ 体育館シューズ

- ・指定の体育館シューズとする。R5年度から、全学年白ベース青ラインのシューズに統一。  
後ろから見えるようにかかと部分に確実に記名（フルネーム）する。

⑥ 靴下

- ・ 白、黒、紺、灰色のいずれかで、ワンポイントまで可。くるぶしが見えたり、極端に長すぎたりするものは禁止とする。上履きは、学年で色分け（黄・緑・赤）

⑦ その他

- ・ 小学校で使用していたもので中学校でも使えるものがあります。手放さず保管しておいて下さい。（水彩道具・書道道具・長袖カッターシャツ・水泳着・水泳帽・ナップサック等）

## 2 頭髪について

頭髪等は、社会通念上許容される状態を保つ。「社会通念上許容される」とは、就職、進学時の受験に臨める状態をいう。

### 本渡中学校「頭髪規定」

#### 1 男子

- (1) 原則として短髪（耳の穴が隠れず、眉にかからない）とする。
- (2) 髪を部分的に極端に伸ばさない。また、段のついた極端な刈り上げなどはしない。
- (3) 髪は立たせない。

#### 2 女子

- (1) 髪の長さは後ろえりの長さまで。
- (2) 肩より長くなったら、ゴムで結ぶ。（横髪はピンでとめる。結ぶ位置は耳のラインより下）
- (3) ピン、ゴムの色は黒・紺・茶とする。（パッチン留めは使わない）
- (4) 前髪は目にかからない。目にかかったらピンでとめる。  
（下を向いたとき髪の毛が垂れないピンの数は最小限度）
- (5) 部分的に極端に伸ばさない。

#### 3 禁止事項

- (1) パーマ，カール，アイロン，髪染め，脱色，眉そり，眉整え，眉抜き，剃り込み等
- (2) 整髪料の使用
- (3) 髪を編むこと

事情がある場合には、個別に相談する。